

爽風館高等学校定時制給食調理業務契約書（案）

委託者（契約担当者）大分県知事 佐藤 樹一郎（以下「甲」という。）と受託者 ○○○○○ ○○○○○（以下「乙」という。）とは、爽風館高等学校定時制給食調理業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約書に定める各条項を履行しなければならない。

（委託業務）

第2条 甲は、乙に対し、別添「爽風館高等学校定時制給食調理業務委託仕様書」に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。

2 前項の仕様書に明示されていない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（委託料）

第3条 本契約の委託料は、総額 円
（令和7年度 円）とし、
うち取引に係る消費税及び地方消費税額を総額 円
（令和7年度 円）とする。

（委託料の月額及び支払）

第4条 委託料の月額は、別紙「爽風館高等学校定時制給食調理業務支払い内訳表」のとおりとする。

2 乙は、甲に業務終了報告書（様式第12号）を提出し、検査に合格した後、甲に委託料の支払いを請求するものとする。

3 甲は、乙から適法な請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に支払わなければならない。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、これを免除する。

（委託期間）

第6条 委託業務の委託期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（委託対象施設）

第7条 委託業務の委託対象施設は、大分県立爽風館高等学校定時制とする。

（監督職員）

第8条 甲は、第7条の学校の校長を監督職員として定めるものとする。なお、監督職員を変更したときは、その氏名を乙に通知するものとする。

2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもののほか、次に掲げる権限を有する。

- 一 契約の履行についての乙又は乙の業務責任者に対する指示、調査、協議、連絡調整、受理。
 - 二 調理業務終了後における、学校給食日常点検表、給食日誌、検収表・検食簿による検査。
 - 三 毎月の履行状況の確認及び検査。
- 3 第2項の規定に基づく監督権限の行使は、原則として、書面により行わなければならない。
 - 4 乙は、第4条に定める委託料の支払請求書の提出を除き、この契約に定める報告及び仕様書に定める報告、協議、連絡調整は監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。

(業務報告及び検査)

- 第9条 乙は、毎月、業務の実施報告を「業務終了報告書」により翌月の5日までに甲に報告しなければならない。
- 2 甲は、前項の報告書を受領したときは、その日から起算して10日以内に検査を行うものとする。
 - 3 前項の検査に合格しない場合は、乙は甲の指定した期間内に修正を行い、甲の再検査を受けなければならない。

(委託業務の処理方法)

- 第10条 乙は、委託業務を甲が別に定める「爽風館高等学校定時制給食調理業務委託仕様書」及び文部科学省が定めた「夜間学校給食衛生管理基準」に従って処理しなければならない。

(職員の雇用)

- 第11条 乙は、委託業務に従事する職員を、あらかじめ甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、職員の風紀・規律及び衛生・健康管理に厳重に留意するものとする。

(業務責任者)

- 第12条 乙は、委託業務を行うに当たっては、業務責任者を定め、業務の指導監督に当たらせるものとする。

(設備等の提供)

- 第13条 乙は、委託業務を実施するため、学校の設備等を使用するものとする。
- 2 乙が委託業務を実施するために使用する光熱水費は、委託校が負担するものとする。

(設備等の滅失又は損傷)

- 第14条 乙は、委託校の設備等が滅失し、又は損傷したときは、直ちに甲に報告し、甲の指示を受けなければならない。
- 2 乙は、設備等の滅失又は損傷が、自己の責めに帰すべき理由により生じたときは、乙の負担において設備を現状に復し、又はその損傷を賠償しなければならない。

(再委託の禁止)

第15条 乙は、害虫駆除業務及び特別清掃業務を除いて、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、本業務の履行のため合理的に必要な最小限の範囲で、事前に甲と協議し、その承諾を得た場合においてはこの限りでない。

2 前項ただし書の場合、乙は再委託先（再委託先が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託先との契約内容にかかわらず、乙及び再委託先が甲に対して再委託先による機密情報及び個人情報の取り扱いに関する責任を負うものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第16条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務の全部又は一部を、甲の書面による承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し又は継承させてはならない。

(実地調査等)

第17条 甲及び監督職員は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(契約の解除等)

第18条 甲又は乙は、契約期間中に本契約を解除し、又は契約の一部を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により相手方に申し出て、甲と乙が協議したうえで本契約を解除又は契約の一部を変更するものとする。

2 甲は、乙が次の各号いずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、別に期間を定めこの契約を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき事由により、委託業務を継続する見込みがないと認められるとき。

(2) 乙の委託業務の履行が、著しく不誠実と認められ、又は本契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。

(3) 乙の責めに帰すべき事由により、本契約に違反したとき。

(4) 乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に指定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。

(5) 本業務を処理するために乙が取り扱う機密情報・個人情報について、乙の責に帰すべき理由による機密情報・個人情報の漏えい等があったとき。

(6) 前各項に掲げる場合のほか、本契約に違反し、本業務の目的を達成することができないと認められるとき

3 甲は、前項の規定により契約が解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(解除後の処理)

第19条 乙は、前条の規定により契約が解除された場合は、解除の日までに履行した業務実績を書面によって甲に報告し、検査に合格した後、当該業務実績に相当する委託料の

請求書を提出するものとする。

- 2 甲は、乙から適法な請求書を受領した日から起算して30日以内に当該委託料を乙に支払うものとする

(違約金等)

第20条 乙は、第18条第2項の規定により契約が解除された場合には、委託料相当額の100分の10に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。

(義務違反の場合における損害賠償)

第21条 乙は、第18条第2項第5号の場合のほか、自らが本契約に定める義務に違反し甲又は第三者に損害を発生させた場合、甲の算定に基づき当該損害を補償又は賠償する責任を負担するものとする。ただし、天災その他の不可抗力による損害と認められるときは、この限りでない。

- 2 甲は、前項に基づき乙が甲に対し賠償すべき額について、乙が協議の申し入れをした場合には、これに応じ、乙の義務違反の程度、損害発生の様態及びその他の事情を考慮し、賠償額の減額について協議を行うものとする。

(機密保持及び個人情報の保護)

第22条 乙は、本業務で知り得た情報を「機密情報」として扱い、本契約中はもとより契約終了後といえども、他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

ただし、次の各号に掲げるものについては、この限りではない

- (1) 既に公知の情報又は乙が知り得た後乙の責によらないで公知となった情報
- (2) 権限を有する者から機密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
- (3) 機密情報を利用することなく乙が独自に作成した情報

- 2 乙は、本業務を行うに当たり取り扱う機密情報及び個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。）について、別添「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」に基づき、機密情報及び個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講じなければならない。

(食堂の経営)

第23条 乙は、学校の利便性を高めるため、委託期間中は校内において食堂を経営するものとする。

- 2 食堂の経営にあたっては、学校長の許可を受けるとともに、法令に基づき必要な手続きを行うものとする。

(契約外の事項)

第24条 この契約に定めのない事項又は契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者が記名押印の上、各自1通を保持する。

令和 年 月 日

甲

委託者

契約担当者 大分市大手町3丁目1番1号

大分県知事 佐藤 樹一郎

乙

受託者

住 所

商号又は名称

代表者氏名